

【重要】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、困難や不安を抱えている学生等が増えてきています。今般、新たに「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」をとりまとめました。また、相談体制や相談対応時の留意点等についてもまとめています。こうした内容も含め、各大学等においては、学生等への修学支援について、引き続き適切な周知ときめ細かな相談の対応をお願いします。

事務連絡
令和2年5月29日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等については、4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について」等において、学生等に活用いただける支援制度を周知するとともに、学生へのきめ細かな対応等について依頼しているところですが、今般、新たに、「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」をとりまとめました。また、経済的理由による退学防止のための、各大学等の相談対応において参考としていただけるチェックリストもお示ししています。こうしたことも踏まえ、支援策の情報が、支援を必要としている学生等に確実に行き渡るよう、改めて、ご対応をよろしく申し上げます。

記

(1) 「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」等について

新型コロナウイルス感染症の影響により修学が困難となっている学生等が活用できる主

な支援策として、「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」(【別添1】)をとりまとめました。家計が急変した学生等向けの支援策に加え、今般創設した「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』(学びの継続給付金)や、日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金など、家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対する新たな支援策等も含めて掲載しています。

また、【別添2】には、こうした修学支援策に加え、学生等が活用できる、幅広い支援策や、問合せ先等の詳細を掲載しています。各大学等におかれては、こうした支援策について、各大学独自の支援策等とあわせて、学生等への周知や、学生等からの相談等への対応にご活用ください。

(2) 経済的な困難に直面している学生等に対する各大学における対応について

これまででも累次依頼しておりますが、経済的に困難な学生等については、支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るように、支援策について、適切に周知いただくとともに、柔軟かつきめ細かな対応をお願いします。このうち、相談体制については、令和2年4月30日付事務連絡でお示ししているように、修学支援関係の内容等について、総合的に対応できる一本化された問合せ窓口を設置すること、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制を確保することなどを徹底いただき、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。

また、令和2年4月17日付高等教育局長通知等においても依頼しているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設整備費等の学納金の納付が困難となった者等に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、分納、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな御配慮をいただくよう、改めてお願いします。

(3) 修学継続に向けたきめ細かな対応について

令和2年4月30日付事務連絡でも依頼していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料等を期限までに納入できなかった学生等に対しても、まずは、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、経済的困窮などやむを得ない事情のある学生等に不利益が生じることのないよう適切かつきめ細かな対応をお願いします。退学を検討している学生等への対応にあたっては、【別添3】でお示しする経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト(例)も参考として、各大学等において、学生等の立場に立った対応方針を再度検討し、学生等から相談を受けた際には、各大学等や自治体における独自の取組も踏まえながら、丁寧かつ親身な対応をお願いします。くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の期限までの納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにしてください。

(4) その他

各大学等が独自に行う授業料減免のうち家計急変を事由とするものに対する支援については、令和2年度第1次補正予算及び第2次補正予算案に計上しています。今後、国会審議等の状況により、変更の可能性があります。各大学等におかれては、このことも踏まえつつ適切な対応をお願いします。

また、経済的に困難な学生等への対応として、授業料等の納付猶予等を行うことをお願いしていますが、猶予したこと等により、一時的な資金不足となる場合には、日本私立学校振興・共済事業団が行っている学校法人等向けの融資事業や、学校の規模等により、日本政策金融公庫の国民生活事業における事業資金融資等を活用いただくことも、必要に応じてご検討ください。

【別紙1】学生の”学びの支援”緊急パッケージ

【別紙2】困難な状況におかれている学生等が利用可能な主な制度等（5月29日時点）

【別紙3】経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト（例）

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）

文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課（内2915）

E-mail: syosensy@mext.go.jp

新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置 —学生の“学びの支援”緊急パッケージ—

趣旨

- ①意欲ある若者が経済的理由により大学等の進学や修学を断念することがないように、後押しします。
- ②アルバイト代の減収、家計の急変により学業継続が困難となった学生を緊急支援します。
- ③貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を拡充します。

進学時

在学時

返還時

進学・修学をあきらめない！～多様なメニューで後押し～

アルバイト代減収への緊急支援

対象43万人

R2予備費 531億円

- ◆「**学びの継続**」のための『**学生支援緊急給付金**』 **NEW!!**
 - ・家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、**10万円（うち非課税世帯の場合20万円）**を支給。
 - ・対象者の手元に速やかに給付金が届く、スピード重視の制度設計。
- ◆**緊急特別無利子貸与型奨学金の創設** **NEW!**
 - ・アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生等が緊急的に新たに有利子奨学金の貸与を希望する場合、**利子を国が補填（実質無利子化）**

家計急変世帯への緊急対応（※家計急変後の所得見込みで判定）

- ◆**高等教育の修学支援新制度**
家計急変にも対応できるよう運用拡充。更に、当分の間、**申請日の属する月から支給開始**できるよう運用改善（随時、申請を受付）
- ◆**緊急授業料等減免** **NEW!!**
家計急変により、授業料等の支払いが困難となった学生等に対し各大学等が実施する**授業料等減免**を支援。

1号補正 7億円
2号補正（案）153億円※
※私立高校等分9億円を含む

高等教育の修学支援新制度

対象51万人

R2予算 5,274億円

- ◆真に支援が必要な低所得世帯（年収380万円未満（4人家族モデルケース））を対象として、**授業料等減免と給付型奨学金により支援**（令和2年4月開始）

貸与型奨学金

対象135万人

R2事業費 1兆441億円

- ◆より幅広い世帯を対象として貸与型奨学金により支援
【4人世帯・私大・自宅通学の場合】
・無利子奨学金：目安年収～約800万円 ・有利子奨学金：目安年収～約1,100万円

◆上記支援に係る各大学等の相談窓口の整備・一本化を併せて促進。

◆学生等や保護者の方に奨学金制度を正しく理解し、安心して利用いただけるよう、「スカラシップアドバイザー」のオンライン版ガイダンスを配信。

安心の返還メニュー！～負担軽減策の拡充～

返還期限猶予制度の充実

（※減収・失業などで経済困難となり、返還困難な状況となった場合通算10年まで猶予）

- ◆返還期限猶予の臨時対応 **NEW!**
当分の間、**申請書のみ提出で迅速に振替を停止**（通常、申請書+証明書を提出していたところ、証明書は後日提出で可とする）
- ◆**猶予10年超の者に対する猶予特例（1年延長）** **NEW!**
猶予制度（経済困難）を上限まで利用した方が、厳しい経済状況に置かれる状況を救済するため、当分の間、**特例として上限を1年延長**

社会全体で学生を支える！

～社会参加型寄附の活用～

新型コロナ感染症対策緊急寄附金 **NEW!**

（※日本学生支援機構への寄附呼びかけ）

- ◆今回の感染症により、遠隔教育の環境整備等の新たな出費等により、苦しい環境に置かれる学生等を支援するため、民間企業や個人に対して、寄附を募る。
- ◆上記寄附を原資として、困難な学生等への支援を実施。

政府全体で支援！

～各省庁の支援メニュー～

- ◆特別定額給付金【総務省】
- ◆緊急小口資金等の特例貸付【厚生労働省】
- ◆雇用調整助成金の特例措置【厚生労働省】

（参考）地方創生臨時交付金【内閣府】

NEW!

別紙1

困難な状況におかれている学生等が利用可能な主な制度等（5月29日時点）

◆修学支援関係

① 高等教育の修学支援新制度 【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

概要：住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（令和2年度1回目は4～6月）に申込みことができます。対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

申込時期：在学採用（令和2年度1回目は4月～6月）、家計急変の採用（随時）

申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合せ先：給付型奨学金について 各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

授業料等減免について 各大学等の窓口

※授業料等減免については、給付型奨学金の支援区分と共通です。

② 日本学生支援機構の貸与型奨学金 【幅広い世帯の方】 **更新**

概要：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用（4月～6月）に申込みことで支援が受けられます。第一種奨学金は月額2～6.4万円（自宅・自宅外、学校種ごとで貸与月額は異なります。）、第二種奨学金は月額2～12万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%、[利率固定方式]0.070%（令和2年3月貸与終了者の場合）から貸与金額を選択できます。新制度よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となるかどうかの見込みは、進学資金シミュレーターで確認することができます。なお、入学時に、希望により入学後第一回目の振込時にまとまった金額（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます。

更に、今般、アルバイト収入の大幅減少により修学が困難になっている学生等が緊急的に新たに奨学金の貸与を希望する場合に、実質無利子で貸し付けを行う、「緊急特別無利子貸与型奨学金」を創設し、一定期間（令和3年3月末まで）、支援することとなりました。具体的な申請方法については、日本学生支援機構から、追って各大学にお知らせします。

申込時期：在学採用（4月～6月）、家計急変の採用（随時）、

緊急特別無利子貸与型奨学金の採用（日本学生支援機構からのお知らせを確認）

申込先：各大学等の窓口（各大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合せ先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

③ 各大学等の授業料納付猶予・延納や各大学独自の授業料等減免等 【制度等により異なる】

概要：経済的に困難な方については、多くの大学等で、授業料の納付猶予や延納等を行っています。ま

た、各大学等が独自に授業料等減免や奨学金の制度を持っている場合もあります。

問合せ先：各大学等の窓口

④「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』【家庭から自立しアルバイト収入減】 更新

概要：家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、10万円（住民税非課税世帯の場合は20万円）を日本学生支援機構から給付します。家庭から自立してアルバイト等により学費等を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を設定していますが、最終的には、大学等が学生等の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこととしています。

申込時期：5月19日以降各大学等において受付を開始。締め切りは各大学において設定。

申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に推薦を行います）

問合せ先：各大学等の窓口

⑤自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

概要：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。（こうした支援については、日本学生支援機構のWebページでも一部紹介しています。）

問合せ先：各大学等の窓口や自治体の窓口

◆修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等

⑥生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となる。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）・郵便局

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

紹介動画：<https://www.youtube.com/watch?v=LQN4db75jLU>

※ 緊急小口資金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月15万円以内（単身世帯の場合）を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金があります。

⑦生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額6.5万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行う。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内の貸付を

行う。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

⑧母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料，被服費等に必要な資金に充てる資金として，無利子・59万円以内（私立大学の場合），②大学等に就学するための授業料，書籍代，交通費，生活費等に必要な資金に充てる資金として，無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

⑨住居確保給付金 【独立生計・収入減の方】 更新

概要：離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合があります。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関

住居確保給付金相談コールセンター 0120-23-5572

◆その他の支援制度

⑩特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】

概要：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施します。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とするとしています。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

問合せ先：特別定額給付金コールセンター 0120-260020

（フリーダイヤル応答時間帯：平日、休日問わず9:00～18:30）

⑪日本政策金融公庫の教育ローン 【幅広い世帯の方】

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し，学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.70%(固定金利)です。

申込時期：随時

問合先：日本政策金融公庫 (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

⑫雇用調整助成金の特例措置 【事業主】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が，休業手当を払う場合，学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。

※現時点での主なものを掲載しており，関係省庁の施策を含め，今後随時更新していきます。

経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト（例）

I 退学検討の理由を確認し、修学継続に向けた丁寧な相談対応をしましたか？

II 退学検討の理由が経済的困難である場合、以下の支援制度等に該当する学生等である可能性（詳細は別添2参照）があります。これらの支援制度等について十分に案内の上、申請等に関する意向確認を丁寧に行いましたか？

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生等	<input type="checkbox"/> 高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金等 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付制度のうち緊急小口資金等の特例、教育支援資金等
低所得世帯以外の学生等	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の貸与型奨学金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫の国の教育ローン
家計が急変した学生等	<input type="checkbox"/> 高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応 ※前年度の予約採用時に採用されなかった場合でも、家計急変後の収入により対象となる可能性あり <input type="checkbox"/> 各大学独自の授業料等減免等
家庭から自立してアルバイト収入により学費を賄っているアルバイト収入減の学生等	<input type="checkbox"/> 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の貸与型奨学金 ※通常枠に加え緊急特別無利子貸与型奨学金も検討 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付制度等 ※アルバイト学生も対象労働者として、事業主が休業手当を支払った場合は、事業主に対して雇用調整助成金を支給
家庭内暴力（DV）で避難している者や児童養護施設等から通学している者等父母等から支援を受けられない学生等	<input type="checkbox"/> 上記支援等 ※（高等教育の修学支援新制度を含め）各種制度等において、状況により、独立生計と認められる場合あり
返還に不安があり貸与型奨学金等の利用を躊躇している学生等	※日本学生支援機構の貸与型奨学金では、返還困難者向けの支援制度（返還期限猶予・減額返還）や、所得連動型返還方式の選択が可能 ※生活福祉資金貸付金のうち緊急小口資金等の特例貸付では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除

※本チェックリストは基本的な確認事項についてまとめた例であり、実際の運用に当たっては、各大学等の実情に合わせて、また、各大学等や自治体における独自の取組も踏まえながら、適切に御対応ください。